

平成23年7月6日
報道発表資料

放射能汚染が懸念される貨物の拡散防止対策についての 内閣府への要望書の提出について

平成23年6月29日、川崎港から輸出が予定されていた中古自動車1台から、62.60マイクロシーベルト/時間の放射線が検知されるという事案が生じたことを受け、今後このような事態が発生しないよう、7月6日付けで細野豪志内閣府特命担当大臣に対して、放射能汚染が懸念される貨物の拡散防止対策についての要望書を提出いたしました。

問合せ先
港湾局港湾振興部庶務課
電話 044-200-3048

放射能汚染が懸念される貨物の拡散防止対策に ついての要望

平成23年6月29日、川崎港において福島県内で抹消登録されたと思われる輸出予定中古自動車1台から、62.60マイクロシーベルト/時間の放射線が検知され、車両にシートをかけて隔離・一時保管した後、輸出業者に引き取らせるという事案が生じました。

現在、放射能汚染が懸念される貨物の輸送・運搬に対する規制が無いことから、こうした貨物の区域外への拡散が懸念されます。

したがって、このような事態が今後発生しないよう、放射能汚染が懸念される貨物の拡散防止対策を講じていただくよう緊急に要望いたします。

平成23年7月 6日

内閣府特命担当大臣
細野豪志様

川崎市長 阿部孝夫